松戸市市民活動総合補償制度Ｑ＆Ａ

●制度について

Ｑ　松戸市市民活動総合補償制度はどのような事故を対象としていますか。

Ａ　損害賠償責任事故と傷害事故の２種類の事故を対象としています。

⑴損害賠償責任事故

市民活動者が、市民活動中の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に適用となります。

⑵傷害事故

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、市民活動者が死亡又は負傷した場合に適用となります。

Ｑ　補償を受けるためには事前に登録する必要がありますか。また、保険料はいくらですか。

Ａ　事前の登録や申込みは、不要です。保険料のお支払いも必要ありません。事故が起きた後に、手続きをしていただきます。手続きには、団体の規約や参加者名簿、活動計画書などの、活動内容が客観的に分かる書類が必要です。

※書類で活動内容が確認できない場合は、本制度の対象とすることができませんので、日頃から団体の活動内容を明文化し、活動者の名簿や活動計画について整理しておいてください。

Ｑ　名簿を作成していないのですが。

Ａ　名簿がなければ、その人が会員であることや、当日参加していたことが証明できないため、補償はされません。

Ｑ　名簿の提出は、個人情報保護の観点から抵抗があります。

Ａ　けが等の補償をするためには、名簿の提出が必要です。なお、市・保険会社とも、個人情報の取り扱いには十分に注意しています。

Ｑ　通院補償、入院補償は、定額ですか。入院の際の差額ベッド代などは保険金として支払われますか。

Ａ　定額です。入院及び通院補償金の支払いは、治療費等実際にかかった費用を基準に支払を行うものではなく、入院は１日につき 3,000 円、通院は１日につき 2,000 円支給されます。

Q　個人で加入している保険がある場合でも、本制度から補償金は支払われますか。どちらかが優先されますか。

A　傷害事故については、他の保険や補償に関係なく補償金が支払われます。
賠償事故については、すべての保険等を合算して損害額のみが支払われます。

Q　入院・通院補償金の請求の際には必ず医師の診断書が必要ですか。

A　傷害事故の場合、請求額が１０万円以下の場合は、領収書の写しで構いません。

※診療状況申告書でご不明な点があった際は、診断書を取り付けていただく可能性がございます。

※他の保険で診断書を取得した場合、コピーで対応することも可能です。

Q　交通費を受け取った場合は本制度の対象とならないのですか。

A　交通費、食費、材料代などの活動中に消費される程度のものは、報酬とはみなしませんので概ね対象となります。ただし、労働の対価として支払われる金品や時間毎に増える性質のものは報酬とみなしますので対象となりません。

Q　対象となる活動はどのようなものですか。

A　次の要件をすべて満たす活動です。

・継続的、計画的に行われる活動
・無報酬で行う公益性のある活動（参加に要する費用の実費を弁償される場合を含む。）
・日本国内での活動

●制度の適用について

Q　見守り活動中のけがは対象になりますか。

A　対象になります。

Q　車を使用した見守りパトロール中の事故は対象となりますか。

A　自身の怪我に対する傷害は対象となり得ますが、物損等の賠償は補償対象外となります。

Q　活動場所へ向かう途中に転んでケガをしました。市民活動前の事故ですが対象となりますか。

A　活動場所と住居との通常経路の往復途上における事故は対象となります。ただし、寄り道などをした場合は対象外となります。

※活動場所と住居との通常経路の往復途上か否かの判断に資料が必要となります。
地図等のご提出をお願い致します。

Q　熱中症は対象となりますか。
A　対象となります。

Q　食中毒は対象となりますか。
A　対象となります。
※食中毒の際は、保健所の証明が必要となります。速やかに届出をお願い致します。

Q　地域住民の健康増進を目的とした健康教室や、地域住民の交流を目的としたバレーボール等のレクリエーション活動を開催した際の事故は対象となりますか。
A　主催者として活動を企画し、運営や準備に関わっている市民活動者については対象になりますが、レクリエーションの参加者は対象となりません。

●制度の適用について（町会・自治会活動）
Q①　一部の町会員に限定して周知・開催したスポーツ、レクリエーション、文化等の活動は対象になりますか。
A①　地域全体の活性化につながっていないため、公益性のある活動とはみなせず対象となりません。その活動が「継続的、計画的に行われる活動」で、「無報酬で行う公益性のある活動」だとわかるよう、以下の資料をご用意ください。
・団体の概要を把握できる資料（団体の規約・会則、役員団体名簿など）
・当日の活動の内容が把握できる資料（活動計画書、パンフレット・チラシなど）
・当日活動されていた方の名簿（参加者名簿）

Q②　市民運動会は対象になりますか。
A②　A①回答にある要件をすべて満たしていただければ、対象となり得ます。

Q③　町会のクラブ活動やスポーツサークル活動での事故は、対象になりますか。
A③　その活動が、趣味の集まりではなく A①回答にある要件をすべて満たす公益的な活動であれば対象となり得ます。

Q④　従来、町会で入っていた保険（市民運動会などを対象に入っていた行事保険等）は不要になるのですか。
A④　この補償制度は、お見舞金の意味合いが強く、適用条件が一致しない場合は補償の対象になりませんので、町会ごとの判断となりますが、別途保険に入っていただいた方が安心です。

Q⑤　町会・自治会活動で行う近接の公園の清掃活動は対象となりますか。

A⑤　公園のような、不特定多数の方が使う場所の清掃は公益的活動であるため、A①回答にある要件をすべて満たせば対象となり得ます。

Q⑥　町会・自治会主催の地域活性化イベントに来場していた人は対象となりますか。

A⑥　対象となりません。本制度は市民活動者を対象としているため、行事や催し物への来場者・参加者の事故は対象としていません。行事等の場合、主催者は参加者の傷害等を補償する行事保険を掛けることをお勧めします。

Q⑦　役員が報酬を得て行っている活動以外でボランティア活動をした場合での事故は、補償の対象となりますか。

A⑦　役員が報酬を得て行っている活動以外でボランティア活動をした場合の事故は無報酬で行う公益性のある活動とみなせますので、対象となり得ます。
例：会計として報酬を得ている方が、お祭りの準備にボランティアとして参加し怪我をされた場合は補償の対象となり得ます。

Q⑧　神社が主催、町会・自治会が協賛やお手伝いとして参加するイベントの事故は、補償の対象となりますか。

A⑧　特定の宗教に係る活動となるため、補償の対象となりません。

Q⑨　町会・自治会が主催となり、神社等が協賛や場所を提供し行ったイベントの事故は、補償の対象となりますか。

A⑨　補償の対象となり得ます。しかし、神社等のお手伝いとしてイベントに参加した場合は、特定の宗教に係る活動となるため、補償の対象となりません。